

岩倉市重層的支援会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第5号の規定に基づき、本人の同意が得られたケースについてプランの情報を共有することなどにより、複雑化・複合化した課題を抱える者及びその世帯（以下「支援対象者等」という。）に対する適切かつ円滑な支援を図るため実施する重層的支援体制整備事業のうちの多機関協働事業として設置する岩倉市重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第106条の4第2項第6号に規定する事業において福祉部福祉課により作成された計画（以下「支援プラン」という。）の進捗確認及び適切性の協議
- (2) 支援プランの終結時等の評価
- (3) 社会資源の充足状況の把握及び開発に向けた検討

(組織)

第3条 重層的支援会議は、福祉課長及び構成員をもって組織する。

2 構成員は、次に掲げる課及び関係機関に属する者とする。

- (1) 福祉部福祉課
- (2) 福祉部長寿介護課
- (3) 健康こども未来部健康課
- (4) 健康こども未来部こども家庭課
- (5) 教育部学校教育課
- (6) その他市長が必要と認める支援関係機関等（法第106条の6第1項に規定する支援関係機関等をいう。）

(会長)

第4条 重層的支援会議に会長を置き、福祉課長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、重層的支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 重層的支援会議は、会長が招集する。

2 会議は、原則として月1回以上開催する。

3 会議の開催及び会議の資料は、非公開とする。

4 重層的支援会議は、必要があると認めるときは、事案に応じて構成員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 福祉課長及び構成員は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 福祉課長及び構成員は、関係者以外に情報が漏れないよう会議及び活動の資料を厳重に管理しなければならない。

(庶務)

第7条 重層的支援会議の庶務は、福祉部福祉課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が重層的支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。